（別紙）

製材の日本農林規格等の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
集成材JAS1152　第1部　附属書A		
図A.1について、注[f]の冒頭「注[d]において…」と記載があるが、正しくは「注[e]において…」ではないか。	1	貴見のとおり、注[f]の冒頭「注[d]において…」を「注[e]において…」として修正します。
製材JAS1083　第1部　6　表示		
パブコメ案にあるような、「等級」を省略する場合には「品名」を記載するといった規定は理解しにくい。このため、今回のJAS規格(案)においては、表示する事項を網羅的に示し、品名については「表示することができる」と規定し、一方、「格付の表示の様式及び表示の方法」において、性能区分及び薬剤名を削除して、JAS表示の仕組みを分かりやすくしてはどうか。 この場合、等級についてはJAS規格の附属書によって記載する位置を図示して規定してはどうか。	1	表示事項は、6において網羅的に規定することとしています。また今回、関係者のご意見を踏まえ、利便性のため、現行の表示方法も選択可能としつつ、格付の表示における「薬剤名」「性能表示」についても、JASで定める表示事項と重複して記載している場合は、格付の表示から省略可能とすることしています。 ただし「等級」を省略する場合は、表示内容が枠組壁工法構造用製材JASにおける甲種枠組材などと酷似し、誤解を招く可能性があるため、「品名」の記載が必要と考えています。 なお、等級の記載位置については、格付の表示の一部として「格付の表示の様式及び表示の方法」に明示する必要がありますので、規格への記載は行いません。
製材JAS1083　第1部　6.1.1　表示事項		
6.1.1 b)において、「a) 1)を格付の表示から…」とあるのは「a) 2)を格付の表示から…」ではないか。	2	貴見のとおり、6.1.1 b)における、「a) 1)を格付の表示から…」を「a) 2)を格付の表示から…」として修正いたします。
製材JAS1083　第1部 6.1.2、6.2.2、6.3.2、6.4.2、6.5.2		
製材に品名を記載する場合におい	2	貴見を踏まえ、品名を記載する場合につい

て、できる限り少ない文字数で、なじみのある用語にすることで、事業者の負担が減り、かつ利用者が視認しやすくなると考えられること、また一般的に使用されていない用語の使用は避けるべきである。 　例として目視等級区分構造用製材には「目視構造材」を、機械等級区分構造用製材には「機械構造材」を、広葉樹製材については「広葉樹材」を追加するべきである。 　また目視等級区分構造用製材の「Ｖグレード材」などは枠組壁工法構造用製材の「Jグレード」と混同されうることから削除すべき。		ては、以下のとおりとします。 ・造作用製材は「造作用製材」又は「造作材」 ・目視等級区分構造用製材は「目視等級区分構造用製材」、「目視構造材」又は「VGL」 ・機械等級区分構造用製材は「機械等級区分構造用製材」、「機械構造材」又は「MGL」 ・下地用製材は「下地用製材」又は「下地材」 ・広葉樹製材は「広葉樹製材」又は「広葉樹材」